

平成 28 年度

# 雄武町行政執行方針



雄武町長 中川原 秀樹

平成 28 年第 2 回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年 9 月の町長選挙におきまして、町民皆さんの暖かいご支援や激励をいただき、再選の栄に浴させていただきましたことに対しましては、深く感謝申し上げますとともに、改めて責任の重大さを痛感し、初当選以来の私の基本理念であります「郷土愛に燃え、明るく豊かなまちづくり」の一層の推進に決意を新たにいたしましたところであります。

さて、昨年は、安倍政権が引き続き国政を担い、第 3 次安倍改造内閣が発足し、「新 3 本の矢」を打ち出し、人口減少対策として「1 億総活躍社会」をめざしていますが、雄武町におきましても、私の 2 期目の政策理念であります「人口減少危機を総力で打開するまちづくり」で人口減少問題克服のための 3 つの重要政策を掲げており、1 つ目の重要政策である「地域産業の成長による所得の向上と雇用創出」については、農業の法人化等に対する補助を含む農業・漁業の基盤整備、さらに、水産加工場への補助と町内中小企業の設備投資等への補助の継続などのほか、一部内容を変更した住宅購入・改築等に対する補助の継続や不足している勤労者住宅の建設を含め、身の丈にあった財政支出による公共事業による経済活性化対策の施策を実施してまいります。2 つ目の重要政策である「出産・子育てと高齢者の夢を叶える大胆な経済政策支援」については、一般不妊検査・治療費等への助成などのほか、出生時の紙おむつ代等の購入支援や児童・生徒の学力向上に資する各種検定試験への全額補助と高校生への見学旅行参加助成など、家庭の負担軽減に重点を置いた施策を実施してまいります。三つ目の重要政策である「観光と文化・健康スポーツの拠点づくり」については、本町の観光の拠点である「日の出岬」のキャンプ場の環境整備とホテル日の出岬への運営支援などのほか、オホーツク紋別空港利用促進助成の継続や地域おこし協力隊などによる移住促進のための施策を実施してまいります。

そのために、町の最上位の計画であります雄武町総合計画に基づいて、長期的な展望のもと、財源の裏付けを伴った計画行政を効果的・効率的に推進し、産業の振興、医療・福祉の充実、子育て・教育への支援、生活基盤の整備など様々な分野の向上に努めてまいります。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策についてご説明申し上げます。



# 協働によるまちづくりの推進

## ●町民主体のまちづくりの推進

社会の成熟化に伴い、まちづくりに対する町民意識の高まりとともに、地方分権の流れから、行政には地域特性を活かした施策を展開し、町民とともにまちづくりに取り組んでいく、新しい行政運営が求められています。

めまぐるしい社会情勢の変化などから、町民ニーズの多様化・高度化が進む中で、町民主体のまちづくりを推進するため、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが積極的に参画し、創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、これまで地域を支えてきた地域力を背景にしたまちづくりを維持しつつ、国が進める「地方創生」に基づく、「雄武町まち・ひと・しごと総合戦略」の推進により、自らの地域の未来に希望を持ち続けられる、まちづくりの展開をめざしてまいります。また、行政情報を可能な限り町民に周知するためにも、主たる広報媒体である広報紙の紙面充実に継続して努めるとともに、大容量の情報提供が可能な公式ホームページの充実を図ってまいります。さらに、町民の生の声を町政に反映させるため、全町自治会長会議や地区別町政懇談会を継続開催してまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、電子媒体の有利性を活かし、情報量が多大となる事務事業評価、施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などを公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

まちづくりは、その地域に住む人々が組織する自治会が基盤となります。しかしながら、少子高齢化や核家族化などにより地域のコミュニティが低下するとともに、若者を中心に自治会への加入者が減少しております。このことは、地域社会を継続する上で重要な課題となっています。まちづくりは、地域に住む人々の連帯感と信頼関係のもと、誰もが笑顔で元気に暮らしてこそ成し得るものです。

町では今後、自治会が主体となって進める地域社会の持続可能となる取組みや地域課題の解決に向けた対応に積極的に支援するとともに、「地域」の実情に応じたまちづくりをめざしてまいります。

## ●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

このような交流は、相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待できるとともに、他の自治体との交流を通じて、わが町の魅力を再認識できる機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、これまでも実施してきております佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継続してまいります。

現在、開設しております「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、人口流入や町の活性化にも期待できることから、継続して開設してまいります。

## ◎効果的・効率的な行政経営

総合計画後期基本計画がスタートして4年目を迎えますが、めざす将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度では、総合計画、財政計画、予算編成と連動させた中で、施策・事務事業における評価指標に基づく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。

財政健全化法に基づく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って、健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、雄武町ふるさと応援寄附制度を拡充したふるさと応援事業により、自主財源確保の取組みを継続してまいります。

行政改革は、地域経営の指針である「町総合計画」を前提として、それを効率的、効果的に推進するため、必要な制度、施策、組織、業務運営等の見直しを行うものであります。

現行の第6次行政改革大綱は、平成27年度を始期に平成30年度までの4ヵ年を計画期間とし、取組みに掲げた「町民との連携・協働による地域力の向上」「自主・自律性の高い財政運営による財政力の向上」「効果・効率的な行政経営と人材育成による組織力の向上」の推進に努めているところであります。

今後においても、国と地方との役割分担を明確にする地方分権が、一層進展することを踏まえながら、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的で、機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き続き積極的な行政改革に取り組んでまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでもゴミ処理やし尿処理など様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。

今後においても、広域連携に向け設立された西紋別地区町村会との連携も維持しながら、引き続き調査研究を続けてまいります。

# 2 地域産業の振興

---

## ◎農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形

成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしに大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、過疎化や少子高齢化による担い手の減少といった大変厳しい状況に直面しております。

また、昨年10月に行われたTPP交渉の大筋合意を受け、政府は、農林水産物と食品の輸出額を1兆円にする目標を平成32年から前倒しして達成することをめざすため、農家の保護策などを盛り込んだ政策大綱を決定し、「守る農業」から「攻めの農業」への転換が図られ、意欲ある生産者が安心して再生産に取り組めるよう、万全の対策を講じていくことが打ち出されております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として、安定的な発展を築いていくためには、生産基盤の強化を図り、生産コストの削減や品質向上などによる農業所得の向上を図るとともに、経営感覚に優れた担い手の育成など、人材力強化を進め、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、本年度から国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着手されますが、この事業により圃場の大区画化や農地の集約化が図られるとともに、農業経営の法人化や農協が設立するコントラクターの活用による効率的な生産体系の構築を一体的に進めることにより、地域の収益性の向上や安定した農業経営が確立されることとなりますので、関係機関と連携しながら、国営事業を推進してまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度に取り組み、農業生産活動を将来に向けて維持する活動や地域が、共同で行う多面的機能を支える活動に支援してまいります。

農業における労働力の補完や担い手の育成と合わせて、地域活動を支える人材を確保するため、国の地域おこし協力隊制度を活用して、酪農支援員を配置し、地域の活性化を図ってまいります。

本町においては、近年、後継者不在による離農により農家戸数の減少が著しく、このまま対策を講じなければ離農が加速し、地域農業の衰退が懸念されることから、農業経営の法人化を促進するために新たな支援制度を創設し、雇用の創出や生乳生産量の増加を図るとともに、集落の維持・発展にもつなげてまいります。また、家族経営における規模拡大についても、雇用の創出や生乳生産量の増加につながりますので、乳牛の増頭を目的に施設整備をする農業者に対し、支援を検討してまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、わが国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

## ●林業の振興

森林は、豊かな水やきれいな空気を育む役割を担っており、町土の保全、水源の涵養、保健、休養機能など、森林が持つ多様な機能が十分発揮できる森づくりが求められてお

りますので、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

一方で、森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業労働者の高齢化による減少などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いておりますが、東京オリンピックのメイン会場に木材を積極的に使用して国産材のイメージアップを図るなど、林業・木材業界を活性化させようという動きもでてきている状況にあります。

本町の民有林については、無立木地等への造林を推進する未来につなぐ森づくり推進事業など、国や北海道の制度を活用するほか、収穫時期を迎えた森林の伐採から跡地造林という森づくりのサイクルを維持・促進する森づくり循環促進事業、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業など、町独自の取組みを進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画に基づき造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、公益的機能の維持増進を図ってまいります。また、収穫時期を迎えている人工林資源の有効利用を図るため、木材の搬出に不可欠な路網整備を積極的に進め、生産体制の強化も図ってまいります。

昨年度に再取得した森林認証については、国内認証（SGEC）であると同時に国際認証（PEFC）との相互認証も取得しましたので、今後も環境に配慮した森林経営と地域材の循環利用を進めるために、森林認証制度に基づく認証林の拡大について検討してまいります。

本年度で23回目を迎える「みどりと親しむ町民のつどい」については、北の魚つきの森に認定されている幌内川流域で植樹祭を実施し、町民皆さんに緑を身近に感じていただくとともに、森林資源の育成も図ってまいります。

有害鳥獣被害の対策については、鳥獣被害防止計画に基づく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

## ●水産業の振興

水産業は、地域経済を支える産業として大きな役割を担っており、つくり育てる漁業の推進が実を結び、近年は史上最高の生産額を更新するなど、順調に推移してきたところでありましたが、一昨年にオホーツク海全域を襲った度重なる低気圧の影響により、本町の主要魚種であるホタテ貝が大量死滅し大打撃を受けたところでもあります。こうした状況の中、関係団体との連携や北海道への支援要請等により、最小限の被害に止める対策と最大限の支援策を講じたところではありますが、ホタテ貝の被害による影響については、本年度もさらに厳しい状況にあることから、引き続き被害対策に関する事業を支援するとともに、これまで地道に継続してきたつくり育てる漁業を基軸として、水産業

の振興に取り組んでいく必要があります。

漁業に対する被害対策としましては、畝状に荒廃したホタテ漁場海底の耕うん事業とともに、ヒトデ駆除事業による底質等改善に対して支援してまいります。

根幹となるつくり育てる漁業の振興策としては、ホタテ漁業の増産体制を構築させ、安定漁業として確立するため、ホタテ稚貝増産放流事業資金の貸付けによる支援を行ってまいります。また、北海道の事業で実施されております魚田地区におけるウニの増殖礁施設の整備推進を図るとともに、ナマコの資源増加に向けた調査や試験の支援を継続し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港が国や北海道の事業として地元の要望に配慮しながら、逐次整備が進められており、引き続き関係機関との連携を図りながら漁港整備に努めてまいります。また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金をはじめ、過去の燃油・資材高騰等に対する借入資金の利子補給措置についても、引き続き必要な支援を行ってまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済の活性化に寄与しているところでありますが、多くの水産加工業者がホタテ貝を主体として取り扱っており、一昨年の低気圧被害によるホタテ原貝の大幅な減少は極めて深刻な問題であるため、雇用維持のための支援を継続するとともに、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高も大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子補給措置を継続し、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。

また、雄武漁業協同組合が国の制度を活用して整備する水産物加工処理施設の増設については、衛生管理の高度化による付加価値向上や海外輸出などの販路拡大に期待ができることから支援を行ってまいります。

水産加工業界については、当面厳しい状況にあります。衛生管理や鮮度・品質の保持・増進を図り、「食の安全・安心」「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、消費の拡大につなげることを期待するところであります。

## ●商工業の振興

日本経済は、アベノミクス効果もあり緩やかな回復基調が続いているといわれていますが、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、本町の商工業を取り巻く環境も、依然として厳しい状況にあります。

このような現状に対応するため、一昨年度に制度拡充を行った町内中小企業等に対する融資のあっせん、それに伴う利子及び保証料補給、さらには施設等整備への補助や地域特産品の開発などへの支援を継続することにより、中小企業等の経営安定化に向けた取組みを図ってまいります。

また、地元での購買促進を目的とした商業活性化推進事業及び高齢者などの買物支援や町内商工業の活性化を図る買物環境向上事業などの支援を継続し、積極的な取組みを進めている商工会との連携をさらに深め、地域経済の振興に努めてまいります。

## ●観光の振興

観光は、地域における消費の拡大や新たな雇用の創出など、幅広い経済効果や交流人口の拡大に大きく貢献し、地域づくりに一層の活力をもたらすことから、その重要性はますます高まってきております。

本町には、心を癒す原風景や温泉を有し、さらには新鮮で美味しい食がありますので、本町ならではの魅力を磨き、効果的、積極的に情報発信することが一層重要になると考えております。

多種多様な観光客の誘引を図るため、「まちの魅力」や「観光資源」などを有効活用し、観光関連事業に関する調査・研究を行うほか、観光関連イベントの実施により、町民の郷土意識をさらに高め、人々の交流によるにぎわいのあるまちづくりと地域産業の活性化を推進し、観光振興の充実に努めてまいります。

設立3年目を迎える特定非営利活動法人雄武町観光協会を中心に、各関係団体とのさらなる連携を図り、本町の観光振興の中核である「日の出岬」における滞在体験型観光の促進を図るとともに、観光客を誘引する中核的なイベントである「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」の実施により、本町の魅力を発信・体感できる観光事業を積極的に展開してまいります。

このうち、中心的な役割を担う「ホテル日の出岬」は、町内外からのお客さまから愛され続けている、温泉入浴施設の経営安定策として運営支援を行い、健康増進と観光の振興に寄与してまいります。

また、こうした取組みをさらに強化するため、国の地域おこし協力隊制度を活用して、都市地域等から観光担当支援員を採用し、地域住民とともに新たな観光PRや情報発信等の活性化を図ってまいります。

さらに、オホーツク海沿岸の夏の風物詩であります「インターナショナルオホーツクサイクリング」を重要なPR媒体として最大限活用できるよう検討していくとともに、関係市町村及び団体と連携しながら、広域観光ホームページ等を活用した魅力ある情報の発信を行い、引き続き広域連携での観光振興にも努めてまいります。

# 3 保健・医療・福祉の充実

---

## ●保健・医療の充実

健康でありたいとの思いは、すべての町民の願いであります。

近年、がんや糖尿病などの生活習慣病が増加しておりますが、これは、若いころからの食生活や運動、睡眠、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣を長年にわたって積み重ねた結果、発症するといわれております。このため、引き続き生活習慣病の一次予防に重点を置き、保健指導や栄養指導を効果的に行うとともに、特定健診、各種がん検診などの保健事業により、20歳代からの病気の早期発見、早期治療を促進し、病気の重症化の予防に取り組んでまいります。

本年度の新たな取り組みとしては、妊娠を希望していてもそれが叶わないご夫婦のために、一般不妊検査・治療にかかる費用の一部を助成し、妊娠への手助けと経済的な負担の軽減を図ってまいります。

国保病院事業については、常勤医師及び内科外来の非常勤医師による体制と合わせ、小児科及び耳鼻科外来の診療については、旭川医科大学及び名寄市立総合病院からの出張医による支援を受けながら、医療サービスの提供を行っているところであります。常勤医師の確保については、全国的な医師不足により、慢性的に困難な状況に至っているところでありますが、現常勤医師の負担軽減等を図るため、引き続き医師確保に向けた対応について鋭意進めながら、安心かつ信頼性の高い医療サービスの提供に努めてまいります。また、病院収支については、2025年を見据えた医療と介護の制度改革として、地域医療構想等が着実に進められている中で、2年ごとに行われる診療報酬改定への的確な対応を図りながら、国から策定が求められております新公立病院改革プランの中で、病院機能の将来的な方向性についての検討も視野において、医療提供体制等に応じた医業収入の確保に努めていくとともに、経常的な経費の見直し等も図りつつ、安定的な収支に向けた経営に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として、要介護高齢者等への介護サービスの充実に努めているところであります。昨年の報酬改定の影響及び平均介護度の低位化傾向等に伴い、事業経営においては大変厳しい状況におかれていますところですが、今後の老健施設を取り巻く諸情勢を的確に把握しながら、適切な運営に努めてまいります。

西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されているところであり、今後の地域医療構想においても、大きな役割が期待される医療機関でありますので、引き続き医療連携の強化に努めつつ、センター医療を担う病院として、その役割に応じた医療サービスの提供を要請してまいります。

## ●高齢者支援の充実

日本人の平均寿命は、およそ女性が87歳、男性も80歳となっており、これは大変喜ばしいことでもあります。

超高齢社会となった現在、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを確立することが極めて重要であり、高齢者が生きがいと夢を持って暮らせるまちづくりを進めなければ



なりません。

老後に必要な条件は、衣食住に加え、他者とのつながりをつくるための「居場所」の確保であり、これは老後に限らず人間の生活そのもので、その中に医療・介護も含まれます。その必要条件を加齢によって低下させないよう、維持または質を高めるための支援が必要だと考えております。

そのために、誰もが住み慣れた地域で元気で安心して暮らすことができるよう、生活全般の質を高めるための支援と、医療・介護・予防などを一体的に切れ目なく提供していく「地域包括ケア」の実現をめざすとともに、高齢者が様々な活動を行う拠点となる施設整備について、調査・研究を引き続き進めてまいります。

## ●子育て・子育ての充実

子どもが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会は、地域に活力を与えるとともに、次世代へつながる希望となります。

そのためにも、子育て・子育てが地域全体で支えられ、安心して子どもを産み、育て、子どもたちが心身ともに健やかに成長していける環境づくりが重要であり、本町の将来を担う大切な存在であるとの認識に立って推進する必要があります。

本町では、毎年30人前後の子どもが産まれております。子どもが産まれるということは大変喜ばしいことであり、家庭に笑顔と安らぎをもたらします。本年度からは、出産に伴う子育て支援の一環として、その乳児が必要とするおむつ等の購入費用の一部を助成し、乳児期の子育てにかかる経済支援を行ってまいります。

乳幼児期における保育、教育及び子育て支援を総合的に提供している保育所については、一時保育など多様な保育ニーズへの対応や保育士の増員による保育の質の向上を図るとともに、保育料についても独自の低減策を継続するほか、収入が一定以下の世帯に対して、第2子以降の保育料の軽減判定における年齢制限の撤廃など、国の新たな経済支援制度を取り入れながら、すべての子どもが安心してサービスを受けられる環境づくりに努めてまいります。また、学びや遊びの場である児童センターでは、安全で健全な遊びの提供や関係機関・団体・ボランティアの協力のもと、世代間交流の推進など、地域ぐるみで児童の健全育成事業を展開するとともに、引き続き就労家庭等に対する放課後児童対策を実施してまいります。

## ●障がい者支援の充実

障がいのある方とない方が同じ地域の中で、ともに生活していくことを実現しようとするれば、そこには多くの社会的障壁があります。障がい者が一人の人間として尊重され社会で生活するためには、合理的配慮のもとそれを解消する必要があります。

本町においても、第5次雄武町障がい者計画に基づき、障害福祉サービスを中心とした障がい者施策を展開しておりますが、本年度は、これをさらに充実させるために、関

係機関、関係団体、障がい者及びその家族その他の関係者で構成する協議会を設置し、課題検証や施策を検討することにより、障がい者支援の体制整備を図るよう努めてまいります。

## ●地域福祉の推進

社会福祉の健全な発展のためには、各種の公的施策の充実と相まって地域住民の自発的な福祉活動が不可欠であります。それは多様な福祉サービスを支えるというだけではなく、福祉社会構築の基盤を形成する意味でも重要であります。このような地域福祉の実現があってこそ、誰もが尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能となります。

地域には、現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題があることから、それらの課題に対応する生活支援システムの構築に向け、町民やボランティア、社会福祉協議会をはじめとする民間団体の社会福祉への取組みなどと協働しながら、地域に「新たな支え合い」の仕組みづくりを進めてまいります。

## ●社会保障制度の充実

社会保障制度は、傷病、高齢、失業などにより生活がおびやかされた場合に、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、国民に健やかで安心できる生活を保障する制度であります。

その財源は、皆さんからの保険料などの収入により運営されており、特に町が窓口になっている医療保険や介護保険においては、給付費の抑制を図ることが財政基盤の安定につながることから、制度の周知や啓発、健康診査や保健指導の実施、予防事業をとおして要介護度の悪化予防など、町民の健康維持・増進に努めてまいります。

また、国において就学前、学齢期、若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援への展開を行っておりますが、子育て世代の支援として、平成 24 年度から雄武町単独事業である「子ども医療費助成」を開始しており、今後も社会保障制度の維持・充実に努めてまいります。

公的年金制度については、昨年 10 月に共済年金が厚生年金に統合され、被用者年金制度が一元化されたところであります。

今後、年金生活者支援給付金の交付や年金受給資格期間の短縮など新たな制度改正が予定されており、これらの改正時に町民に不利益が生じないよう日本年金機構と連携を深め情報収集や提供を行うとともに、「ねんきんネット」を活用した窓口サービスの向上に努めてまいります。



# 生活環境・生活基盤の充実

## ●環境の保全

本町のすぐれた自然環境は、何ものにも代えがたい貴重な財産であり、未来永劫にわたりこれを保全し、子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

特に環境保全に直結するゴミ処理については、町民皆様のご協力のもと分別収集やリサイクル資源の適正処理によりゴミの減量化が進んでおります。

昨年10月から実施している小型家電リサイクル事業では、当初予想を上回る回収量となり、多少なりとも循環型社会への実現推進の一助になっていると思慮しております。

今後も本町の生産・流通・消費などの経済活動を通じ、再生可能な資源の利用、廃棄物等の発生・排出の抑制などを念頭に循環型社会の形成に向けた手法について、調査・検討してまいりますので町民皆様のご協力をお願いいたします。

また、不法投棄撲滅のため、引き続き警察・関係機関と連携をとりながら啓発・巡回活動を強化してまいります。

公共下水道処理区域外のし尿・生活排水の処理については、戸別合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助制度の啓蒙に努め、快適な生活環境の向上と自然環境の保全に努めてまいります。

## ●交通体系の整備

町民の日常生活や町の地域産業の振興に欠かすことのできない道路は、暮らしの利便性、安全性、快適性などの向上に重要な役割を果たしていることから、これまでも計画的に主要施策を講じてきたところですが、町民から寄せられる要望は、今なお、多岐にわたっております。

このため、町民から寄せられる要望すべてに対し施策することは、現在の財政状況下では困難であることから、本年度においても緊急性、必要性及び事業効果等を十分に勘案し、優先順位を定めて計画的な道路整備を推進してまいります。

本年度については、昨年度に引き続き橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕と道路施設等の点検に基づく舗装修繕を実施し、道路利用者の安全、安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設的良好な保全を図るため、冬道対策も含めた適切な維持管理をより一層充実していくため、引き続き事業の一部を民間に委託し、維持管理体制の充実に努めてまいります。

国道については、沢木地区の安全な道路交通確保のための事業の実現化と防雪対策の早期完成、道道については、拡幅事業の未整備区間の早期着手を、引き続き関係機関に

強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。

このため、生活交道路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきており、今後も、通学・通院等の重要な交通手段となりますバス利用者のため、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空路でありますオホーツク紋別空港の利用促進につきましては、東京直行便の通年運行を維持する必要があることから、さらなる搭乗率向上と首都圏からの交流人口の拡大を図るため、「オホーツク紋別空港利用促進助成事業」の取り組みを継続してまいります。

## ◎上・下水道の整備

水道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水を安定供給していくことが求められております。

このため、本年度も、引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事を実施するとともに、町道梅小路の新設配水管整備や老朽消火栓の更新、さらには有収率向上に向け、引き続き配水管漏水調査を実施してまいります。

また、幌内浄水場の機器の改修事業を、引き続き実施し、施設の機能保持と維持管理の強化に取り組んでまいります。

今後、使用料収入の減収に伴い、ますます経営状況の厳しさが予想されますが、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、快適な生活環境の保護や公共水域の水質保全のため、引き続き未整備区域の管渠整備を実施するとともに、広報活動を通じて、水洗便所改造にかかる補助金制度や無利子・有利子資金貸付制度の啓蒙を通じて、水洗化の普及促進を図ってまいります。

また、処理場については、長寿命化計画に基づき水処理機械設備の改築更新工事を行うとともに、コンポスト施設を含む処理施設の機能保全と維持管理の強化に、引き続き取り組んでまいります。

## ◎住環境の整備

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点であります。

このため、本年度においても、環境に優しく誰もが安心して居住できる公営住宅整備事業として、雄武町営住宅整備等基準に基づきユニバーサルデザインを採用しました新

日の出団地の建て替えを、引き続き実施するとともに、既設町営住宅では、予防保全的な維持管理や耐久性に資する計画的な改善により、既設町営住宅ストックの質を高め長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減のため、既設町営住宅団地環境整備事業として、旭日団地の屋根葺き替え工事を実施してまいります。

また、町内において、町外からの人材を確保する上で勤労者向け単身者住宅の不足を解消するため、本年度は、勤労者住宅整備事業において1棟6戸を整備し、定住化を推進してまいります。

さらに、勤労者世代、子育て世代、高齢者及び身体障がい者に対し、住宅及び住環境の整備に対する支援を行うことによる、住居の安定と活力あるまちづくりの推進を目的とした「雄武町快適住まいづくり促進制度」につきましては、制度内容を一部改正し、引き続き推進してまいります。

公園・緑地については、利用者の憩いの場、健康づくりやレクリエーションの場として、さらには、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

このため、利用者に安全・安心に楽しく活用していただくために、都市公園においては、長寿命化計画に基づき宮の森公園のトイレ改修やベンチの更新を行うとともに、既存施設の維持補修などを実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具等施設の修繕などを実施し、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

## ●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のためには、紋別地区消防組合内の連携強化を図り、常備消防・救急防災体制の充実を進めるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、消防団活動の必要性を啓発し、青年層・女性層の加入を促進し、さらに研修・訓練を通して消防団の活性化を進めてまいります。

また、災害出動時には、迅速な対応ができるように、地域に密着している消防団並びに関係機関との連携を一層強くするとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努め、今後、いつ発生するか予測のつかない災害に備え、消防・救急資器材の更新や消防施設の整備等、消防力強化、充実を図るとともに、各種災害に対応できる体制づくりをめざしてまいります。

火災予防対策については、町内での住宅火災は、減少傾向にありますが、予防査察並びに広報活動に重点を置き、関係機関と連携した対策と合わせ、引き続き住宅用火災警報器の全世帯への普及促進をめざしてまいります。

救急業務については、さらなる救命率向上のため救急隊員の教育研修に努めるとともに、町民を対象とした普通救命講習の充実を図り、応急処置の普及啓発を推進してまいります。

近年、地震による津波、異常気象による洪水や土砂崩れなど世界中で多くの災害が発生しております。

日本においても、東日本大震災以来、毎年何らかの大災害が発生し、多くの方々が犠牲となっております。

昨年度、本町では、幸いにも人命を失う災害はありませんでしたが、大雨による町内河川等の氾濫や高潮などによる一部生活道路が毀損するなど、いつでも、どこでも災害は起こり得るものであります。

町では、例年実施している防災訓練をはじめ、災害につながる、いち早い気象情報の収集と伝達に努めるとともに、人命を第一とした基本方針のもと、防災体制の強化を図ってまいりますので、町民皆さんにおかれましても、日頃から災害に備えた準備をお願いいたします。

また、防災を目的として取り組んでおります、2級河川オコツナイ川・ポンオコツナイ川の環境改修整備については、本年度も本工事が予定されておりますが、事業の早期完成に向け、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

## ●防犯・交通安全の推進

安心・安全なまちづくりは、行政だけでなく地域の皆さんとともに、一致団結してこそ成し得るものであります。

本町の昨年度の犯罪件数は、前年度比1件増の8件でありました。

全国的には、依然として振り込め詐欺が横行しており、昨年中の振り込め詐欺を含めた特殊詐欺の被害額は、11月末現在423億円で前年同月比で80億円ほど減少しておりますが、その手口は益々巧妙化しており、相変わらず被害者の約8割が高齢者であります。

本町では、昨年度からこれら振り込め詐欺防止対策として「防犯用電話自動応答録音装置」の購入助成を実施しており、その甲斐あってか振り込め詐欺の被害はありませんでした。

また、夜間の防犯対策として、防犯灯や街路灯のLED化整備を実施しているところであります。

今後も地域・警察・各関係団体と連携し、安心して生活できる環境を整備しながら犯罪の無い、明るく安全なまちづくりをめざしてまいります。

北海道における昨年中の交通事故死亡者は177人で前年比8人の増となりましたが、5年連続で全国ワーストワンを免れております。

本町においては、昨年中の人身事故件数は2件で前年度より2件少なくなりましたが、昨年3月に痛ましい死亡事故が発生しております。

交通事故は、ちょっとした不注意から起こるものであり、誰もが当事者になり得るものであります。

これからも、交通安全に関わる関係機関、諸団体の皆さんとともに「交通死亡事故ゼロ」をめざし、粘り強く交通安全活動に取り組んでまいります。

## ●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ICT）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動の様々な分野で、その活用が図られています。

本町においては、町内全域へ整備した光ブロードバンドサービスの利用環境をいかに有効活用していくかが重要であり、雄武町地域情報化計画に基づき、ICTを十分に利活用できるよう検討し、また、行政情報の発信や共有に関しては、公式ホームページにより町政に関する的確かつ迅速な情報発信を行うとともに、町民の皆さんにとって身近で利用しやすい情報共有の場として、一層の充実を図ってまいります。

昨今、日本年金機構による個人情報流出事案が発生し、全国的にも同様の事案が発生していることから、重要情報保護のため、情報資産等の適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を、引き続き実施してまいります。

また、番号法による社会保障・税番号制度においては、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤を構築するものであり、平成27年10月には個人番号の一斉通知、平成28年1月からは個人番号の利用が開始されています。また、平成29年7月からは国と市町村間において情報連携が開始となる予定であることから、本町においても、引き続き各種システムの改修などを行い、遅滞なく準備を進めてまいります。

以上、平成28年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

地方創生こそが日本創生の鍵であり、当然のことながら、地方なくして国家の繁栄はありえません。

特に戦後、社会全体があまりに利便性や効率性を追求し、暮らしが良くなる一方で、その弊害は地方の人口減少、少子高齢化という形が顕著に現れました。

当然、国の抜本的な対策に期待するところではありますが、先ず地方に住む私たちの責務として、町民と議会・行政が総力を挙げて、人口減少危機の打開に向けて、果敢にチャレンジし、未来につなぐ「まちづくり」を進めなければなりません。

大地と海に囲まれた雄武町の大自然、地域資源の潜在力は、計り知れない価値と可能性を秘めております。大切なのは「どうやって生き残り、輝き続けるか」であります。

雄武町が明るい未来に向かって、永続的に発展できるよう、ただひたすらに、全身全霊を捧げて取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、行政執行方針といたします。

のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

# 教育行政執行方針



教育長 伊藤 正己

教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するものであると同時に、教育の成果が教育を受けた本人のみならず、広く社会全体に還元され、社会の活力増進の原動力になるということ踏まえ、社会の加速度的な変化の中でも、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要であります。社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志と意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、

膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められております。

このような中、確かな学力の定着や規範意識の醸成、体力・運動能力の向上、さらには、安心・安全を確保する教育環境の整備が喫緊の課題であり、将来、良き社会人として雄武町を担い、世界に羽ばたくであろう児童生徒が、ふるさと雄武を愛し、知・徳・体のバランスの取れた成長を遂げ、変化の激しい社会を、たくましく生き抜いていく力を身に付けることができるよう、「愛情」と「信頼」を基盤として教育に取り組んでまいります。

また、ひとつづくりはまちづくりにもつながります。芸術文化活動やスポーツ活動を推進し、町民が生涯にわたって生きがいを持ち、「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく学び活動し、その成果を生かすことができる生涯学習社会」の実現を目指してまいります。

雄武町の全体教育目標は、「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」として、学校教育と社会教育に目標を設定しており、これらの目標の具現化に向けて、第5期雄武町総合計画の教育文化の振興として「のびやか・雄武」を政策基調に、効果的・効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

## ●学校教育の充実

これまで実施してきた全国学力・学習状況調査及び標準学力検査の分析結果を踏まえ、課題の解消に向け、学校改善プランの共有化や授業改善の取組みを徹底し、基礎・基本を身に付け、自ら課題を見つけ、自ら解決する創造性豊かな子どもを育むため、義務教育9年間を見通した、きめ細かな指導に取り組んでまいります。



また、特別支援教育支援員やふるさと教員、へき地小学校巡回事務職員を継続配置することによって、円滑な学校運営と児童生徒に応じた指導を徹底するとともに、放課後や長期休業中の学習を支援し、すべての児童生徒の基礎学力の定着に最善を尽くしてまいります。

さらに、生活リズムチェックシートや家庭学習の手引きの活用を図り、保護者と学校がより密接な関係を築いて「生活習慣の把握」と「学習・生活・運動習慣の定着」につなげて、確かな学力の育成を図ってまいります。

「豊かな心」は、すべての児童生徒の「生きる力」の根幹を成すものであり、いじめの防止や携帯電話、インターネットの普及に伴う情報モラル教育をはじめ、道徳の充実が求められております。学校では、道徳の副教材として「私たちの道徳」が使用されていますが、家庭に持ち帰っての教材活用を高めて、学校と家庭が一体となって道徳教育を推進する環境づくりに取り組んでまいります。

また、いじめは、児童生徒を深く傷つけ、健全な成長を妨げるばかりか人権に関わる重大な問題であることから、平成 27 年度に策定した「雄武町いじめ防止基本方針」の運用により、いじめの問題に適切に対応してまいります。

児童生徒の語学力等の向上のための検定試験の受験費用については、児童生徒検定チャレンジ促進事業の助成内容を拡充し、これまでの一部助成から全額助成にし、学ぶ意欲のさらなる育成を推進してまいります。また、雄武中学校の部活動による保護者負担の軽減及び部活動を通じた学校生活の充実を図るため、中体連大会等への参加遠征に対して、引き続き生徒教育振興事業により適切な支援を講じてまいります。

共栄小学校において受け入れている山村留学については、地域協議会の積極的な活動により、事業の効果が表れていることから、地域の主体的な活動に対して、引き続き必要な支援を講じてまいります。

国際理解や外国語教育の充実のため、引き続き外国語指導助手を小中学校のほか、保育所及び道立雄武高等学校へ派遣し、基礎的・実践的なコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

小中学校の教育環境整備については、老朽化に対応するため、各種工事を実施し、児童生徒の安全確保を図るとともに、学校施設の管理については、引き続き民間委託により適切かつ効率的な管理業務を進めてまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成するため、日々の授業等に支障を来たすことのないよう所要の整備を図るとともに、教育の機会均等を支援する要保護・準要保護児童生徒援助事業の推進を図ってまいります。

学校の第一線に立つ教員は、高い見識を備え、専門的な知識と技能が求められていることから、質の高い学校教育の向上を進めていくため、研修等の充実を図り、また、教職員の自主的研修活動を奨励する教職員教育振興事業のほか、小中高連携委員会や教職員で構成する学校教育振興推進協議会への活動支援等の措置を講じながら、学校の活性化を図りつつ、その成果が児童生徒に反映されるよう適切な対応を進めてまいります。

学校給食については、平成 27 年度から稼動した新給食センターにおける学校給食衛生

管理基準に適合したドライシステムによる調理体制のもと、異物混入や食中毒等の給食事故の未然防止、アレルギー対策により一層細心の注意を払ってまいります。

また、成長期の児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食べ物の大切さを理解し、食を通してふるさと雄武への理解を深めるうえで大変重要であることから、地場産の食材を定期的に活用し栄養バランスに配慮した美味しい学校給食を提供するとともに、児童生徒や家庭に対する栄養指導や食に関するアドバイスの充実を図ってまいります。

調理業務については、引き続き民間委託による専門性や柔軟性を取り入れた質の高い安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費については、保護者負担の軽減を図ることによる子育てしやすい環境づくりのため、引き続き給食費の一部補助を行ってまいります。

開かれた学校づくりの推進については、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員の定着が町内すべての小中学校で図られておりますが、学校評議員が保護者等の意向を把握し、特色ある開かれた学校運営に反映させていくために、教育委員会としても適切な関与を図りつつ、さらに学校評価についても本制度の趣旨を踏まえ、各学校に対して適切な指導助言を行ってまいります。

また、町民ボランティアにより、各学校における本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導等の支援が行われているほか、放課後や長期休業期間中の学習支援では、道立雄武高等学校の生徒及び道内の大学生サポーターがボランティアとして参加するなど、地域住民が連携を深めたコミュニティ活動が実践され、地域全体で子どもたちを守り育てる体制が定着してきておりますことから、学校支援活動推進事業の継続的な推進を図ってまいります。

道立雄武高等学校の存続対策については、生徒数の減少による公立高等学校配置計画の見直しを注視しながら、引き続き関係機関との連携を図るとともに、情報の収集に努め、適切に対応してまいります。

道立雄武高等学校への支援については、本町の高等教育環境維持と魅力ある高校づくり及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、入学時における制服購入代金の一部助成支援を継続するほか、部活動に対する助成、生徒の資格取得促進のため、学校が取得奨励をしている簿記検定等の各種受験料に対する助成や、町外から通学する生徒に対する交通費とあわせて、本年度から見学旅行における経費の一部助成を行ってまいります。

## ●生涯学習の推進

生涯教育の推進については、町民の教養の向上と健康の増進等を図り、社会を形成する自立した個人の育成に資するとともに、人と人との絆を強くし地域課題の解決に寄与するなど、地域社会の活性化を図っていく上で重要な役割を果たし、積極的な社会教育事業の展開が求められております。まちづくりを担う町民を対象とした重要な社会教育分野となることから、身近な生活課題や社会問題の解決等、様々な広がりを実現させる

ため、町民の学習ニーズを的確に把握し、町民大学や生きがい大学等において学習機会や情報の提供に努めるとともに、自ら学び、活動する女性学級や自主的な活動を行う子ども育成会等の団体やグループに対し、引き続き支援・育成を行ってまいります。

教育の始まりとされる家庭教育については、家庭において子どもたちの人格形成に必要な「基本的な生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であり、その役割はますます重要視されております。

家庭のもつ教育力向上のため、北海道教育委員会が推奨している「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上を目指して、PTA や学校と連携しながら、多様な学習機会や情報の提供に努めてまいります。

武雄市との児童交流事業については、北海道と異なる気候・歴史・文化の中で多くの人との出会い・経験により、自己の成長に大きな成果を上げていることから、今後も事業を継続するとともに、武雄市児童の受入れについては、町内小学校児童との交流及び北海道の冬ならではのおもてなしにより、児童相互の交流が深まり思い出に残る事業の展開を図ってまいります。

図書館には子どもから高齢者まで、すべての町民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体健康とともに心の豊かさを育み、誰もが親しみやすい空間であることが求められております。利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理をはじめ、町民の学習意欲に応えるため、資料検索やレファレンスサービスなど、きめ細かな対応を図るとともに、季節に応じた企画展示や移動図書などの事業展開により、町民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を醸成するなど、子どもたちの生きるための力を育む上で重要であり、平成 26 年度に策定した「第 2 次雄武町子どもの読書活動推進計画」を基本に、子どもたちの読書活動を推進するため、小学校への配本や学校図書館活動への支援、家庭における「家読（うちどく）」の啓発を推進してまいります。

今後の図書館のあり方については、雄武町図書館を考える会から提言のあった内容を踏まえて「雄武町図書館整備基本計画」を作成し、図書館建設のための設計業務に向けた準備を進めてまいります。

## ●生涯スポーツの推進

スポーツは、スポーツ基本法に基づき、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を保持するとともに、多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない重要な役割を担っております。

そのため、子どもから大人まで、それぞれの体力や年齢に応じ、親しみやすく気軽に参加することができるよう、スポーツ推進委員との連携を図りながら、スポーツ教室及びスポーツ大会を開催し、町民の体力向上と健康づくりを推進するとともに、スポーツ

少年団や体育連盟の自主的な活動に対する支援を継続してまいります。

また、雄武町の代表として上位の大会に参加する選手に対しても、スポーツ振興事業により出場経費の補助を継続してまいります。

町が奨励するスポーツとして位置付けたブルームボールについては、小学生を対象に実施している学社融合ブルームボール教室などにより、普及促進に努め、健康で明るいスポーツのまちづくりを進めてまいります。

また、スポーツ施設の管理運営についても、老朽化した施設の改修や備品の更新を計画的に進め、引き続き民間委託により、適切かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

## ●芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、心の豊かさを求める町民の意識やニーズの高揚によって、地域社会に豊かな潤いをもたらすとともに、創造的な地域づくりの基盤となるものと考えますので、町民文化祭や、子どもから大人まで、すべての年齢階層を対象とした生の芸術にふれることができる芸術鑑賞会等の開催により、優れた芸術文化にふれる機会を提供するとともに、独自に活動している文化連盟をはじめ、自主的な活動を行う団体や個人に対する支援を継続し、豊かで生き生きとしたまちづくりを目指してまいります。

郷土資料については、町民から多数の寄贈を受けておりますが、展示に向けた資料整理や修復方法など、歴史的資料の保護・保存と教育的活用の促進に努めてまいります。

以上、平成 28 年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月から施行され、教育行政の責任の明確化、危機管理体制の構築、町長と教育委員会の連携強化が求められております。

新たな時代を見据えた教育を進めるにあたり重要なことは、まちの将来を担う子どもたち一人ひとりに、それぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育むことであり、地域全体で子どもたちを守り育てることに取り組む必要があります。

平成 28 年度における教育行政の執行にあたりましては、以上のことを中長期的な視点として見据え、本町の地域性を重視しながら、生涯を通して豊かに学ぶことができる体制の構築を図るとともに、地域の教育力向上を目指してまいります。また、「のびやか・雄武」に掲げた目標の達成に向け、教育行政を力強く進めてまいりますので、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。